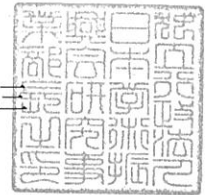


学振助企第46号
平成30年6月20日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部長 石 田 雄 三



「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」の一部改正について（通知）

科学研究費助成事業の取扱いについては、日頃から多大な御協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

このたび、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」第5条の規定により、翌年度以降、補助金・助成金を交付しないこととされた場合には、直ちに補助事業を廃止するための手続きを行わなければならないことを定めたこと、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」の名称変更、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」の創設を踏まえ、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」を別添のとおり一部改正しましたのでお知らせいたします。

今回の取扱要領の一部改正の具体的な改正点は、下記のとおりです。

つきましては、貴職から関係各位に御周知くださるようお願いいたします。

記

- （1）「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」第5条の規定により、翌年度以降、補助金・助成金を交付しないこととされた場合には、直ちに補助事業を廃止するための手続きを行わなければならない

ことを定めたことに伴う改正

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領
（第17条）

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（第17条）

（2）「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」の名称変更に伴う改正

① 「助成金」の定義について

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（第3条第1項第3号）

② 「助成金」の交付の対象について

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（第4条第3項）

③ 「助成金」の配分審査等について

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（第9条第1項、第9条第2項）

（3）「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」の創設に伴う改正

① 「助成金」の定義について

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（第3条第1項第3号）

② 「助成金」の配分審査等について

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（第9条第1項、第9条第2項）

（本件問い合わせ先）

独立行政法人日本学術振興会研究事業部
研究助成企画課企画調整係

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

TEL：03-3263-4796

FAX：03-3263-9005

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領
（平成 15 年 10 月 7 日規程第 17 号）

改正 平成 16 年 4 月 14 日規程第 9 号
改正 平成 16 年 9 月 10 日規程第 14 号
改正 平成 17 年 2 月 2 日規程第 1 号
改正 平成 17 年 4 月 7 日規程第 7 号
改正 平成 18 年 4 月 14 日規程第 9 号
改正 平成 19 年 4 月 2 日規程第 12 号
改正 平成 20 年 6 月 10 日規程第 9 号
改正 平成 22 年 4 月 19 日規程第 6 号
改正 平成 22 年 9 月 7 日規程第 21 号
改正 平成 23 年 4 月 25 日規程第 18 号
改正 平成 23 年 4 月 28 日規程第 20 号
改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 20 号
改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 2 号
改正 平成 25 年 6 月 12 日規程第 23 号
改正 平成 26 年 6 月 3 日規程第 18 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日規程第 22 号
改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 49 号
改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 11 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 3 号
改正 平成 30 年 6 月 18 日規程第 65 号

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「振興会法」という。）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成 11 年 4 月 12 日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第 18 条第 1 項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成 15 年規程第 1 号）第 4 条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、文部科学省から交付される科学研究費補助金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究（S）、基盤研究（A）、基盤研究（B）、若手研究（A）、挑戦的研究（開拓）、研究活動スタート支援、奨励研究）
 - 二 研究成果公開促進費
 - 三 特定奨励費
 - 四 特別研究員奨励費
- 2 この取扱要領において「研究機関」とは、取扱規程第2条第1項に規定する研究機関及び同条第4項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。
- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
 - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
 - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（補助金の交付の対象）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 三 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する学術団体が行う事業又は長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行うものであつて、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に

悪影響を及ぼすおそれのある学術団体が行う事業（以下「研究事業」という。）

- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（補助金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち、交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
- 四 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間
- 五 補助金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。） 当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、振興会法第18条第1項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、補助金を交付しない。

- 一 基金助成金の不正使用を行った者
- 二 基金助成金の不正使用を共謀した者
- 三 振興会法第17条第2項の規定により準用される法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に該当する者を除く）
- 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
- 五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者

- 3 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。

- 一 特定給付金の不正使用を行った者
- 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
- 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立

行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

- 4 前条第1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者

イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者

ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員

ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

三 研究事業に係る補助金にあつては、研究事業を行う学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金（新学術領域研究又は特定奨励費（以下「新学術領域研究等」という。）を除く。

以下この条から第9条までにおいて同じ。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

3 新学術領域研究等の交付を申請しようとする者は、別に定めるところにより科学研究又は研究事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、文部科学省が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 振興会は、文部科学省からの通知により新学術領域研究等を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条第1項により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条各項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 補助金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

- 2 振興会は、前条第1項後段の規定による実績報告書のうち国庫債務負担行為に基づいて補助金の交付の決定が行われた補助事業の実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、各年度における支出が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 振興会は、前条の規定により額を通知した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(不正使用等があった場合の補助金の取扱い)

第17条 補助事業を遂行している者は、第5条の規定により自ら行う事業について補助金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第18条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項又は第3項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

- 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第13条第1項に係る補助金の研究成果報告書又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第18条第1項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(電子申請等)

第19条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 21 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

第 20 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

- 一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項
- 二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

(電磁的方法)

第 21 条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第 19 条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

2 前項に定める方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

(帳簿関係書類等の整理)

第 22 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後（国庫債務負担行為に基づいた交付の決定が行われている場合は、補助事業の最終年度の終了後）5 年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 25 条 振興会は、補助事業に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 26 条 第 6 条第 1 号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属す

る研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。
- 3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。
- 5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第27条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年6月9日規程第6号）の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則（平成16年規程第9号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則（平成16年規程第14号）

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則（平成17年規程第1号）

- 1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。
- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成 18 年規程第 9 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 19 年規程第 12 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 20 年規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 20 年 6 月 10 日から実施し、平成 20 年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定は、法第 18 条第 1 項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 15 年 9 月 12 日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第 11 条第 1 項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第 5 条第 1 項第 4 号の規定は、平成 16 年 4 月 1 日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成 17 年 1 月 24 日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附則（平成 22 年規程第 6 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 22 年規程第 21 号）

この規程は、平成 22 年 9 月 7 日から適用する。

附則（平成 23 年規程第 18 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年規程第 20 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 20 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。
- 2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 7 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 25 年規程第 23 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 26 年規程第 18 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 28 年規程第 49 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から適用する。
- 2 改正後の取扱要領第 5 条第 4 項の規定は、平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。
- 3 第 3 条第 8 項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年規程第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（平成 29 年規程第 11 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 27 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年規程第 65 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

（平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号）

改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 21 号

改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 3 号

改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 50 号

改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 12 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 4 号

改正 平成 30 年 6 月 18 日規程第 66 号

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第 2 項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第 255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年 4 月 28 日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 28 日文部科学大臣決定）第 7 条第 7 号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（A）、若手研究（B）、若手研究）
- 二 特設分野研究基金
- 三 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B）、国際活動支援班、帰国発展研究）
- 四 特別研究促進費

2 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号。以下「取扱規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する研究機関及び同条第 4 項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの

五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの

3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（助成金の交付の対象）

第4条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。

2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。

3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を1年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

（助成金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間

三 法第2条第3項に規定する補助事業者等のうち交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用

を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降 5 年間

五 助成金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。）

当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

2 前条第 1 項の規定にかかわらず、取扱規程第 4 条第 1 項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下「補助金取扱要領」という。）第 5 条第 1 項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。

3 前条第 1 項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第 4 条第 3 項の特定給付金等を定める件（平成 16 年 8 月 24 日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第 1 条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第 2 条に定める期間、助成金を交付しないものとする。

一 特定給付金の不正使用を行った者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

4 前条 1 項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、助成金を交付しないものとする。

（助成金の交付申請者）

第 6 条 第 4 条第 1 項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

（計画調書）

第 7 条 助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）及び特別研究促進費を除く。以下次条までにおいて同じ。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

3 国際共同研究加速基金（国際活動支援班）又は特別研究促進費の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより補助事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学省が公表する。

（交付予定額の通知）

第 8 条 振興会は、前条第 1 項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする

する予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 振興会は、文部科学省からの通知により国際共同研究加速基金（国際活動支援班）又は特別研究促進費を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条第1項により助成金（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B）、国際活動支援班）及び特別研究促進費を除く。以下この項において同じ。）を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

- 2 前条第1項により国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B））を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B））の配分等に関する事項を審議する国際科学研究費委員会に諮るものとする。
- 3 前二項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条各項の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。
 - 一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
 - 二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと
 - 三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと
 - 四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 12 条 助成金の交付の申請をした者は、前条第 4 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第 13 条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後 2 ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

第 15 条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 16 条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第 14 条第 2 項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(不正使用等があった場合の助成金の取扱い)

第 17 条 補助事業を遂行している者は、第 5 条の規定により自ら行う事業について助成金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第 18 条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決

定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第 13 条第 1 項又は補助金取扱要領第 18 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(電子申請等)

第 19 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

- 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 21 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

第 20 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

- 一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項
- 二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

(電磁的方法)

第 21 条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第 19 条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

- 2 前項に定める方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

(帳簿関係書類等の整理)

第 22 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(経理の調査)

第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 25 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 26 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第 27 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成 23 年規程第 19 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 21 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 3 号）

1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。

2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 6 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 28 年規程第 50 号）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。

2 平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者に対する当該不正行為に係る改正後の取扱要領（以下「新取扱要領」という。）の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 平成 27 年度に限り、新取扱要領第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く。以下次条までにおいて同じ。）」とあるのは「国際共同研究加速基金を除く助成金」と、同条第 3 項中「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」とあるのは「国際共同研究加速基金」とし、第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項及び第 3 項」と、「助成金」とあるのは「国際共同研究加速基金（国際

活動支援班)を除く助成金」とする。

- 4 第3条第8項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成18年規程第19号)第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則(平成29年規程第12号)

この規程は、平成29年4月27日から適用する。

附則(平成30年規程第4号)

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附則(平成30年規程第66号)

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」新旧対照表

現行	改正案
独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領 (平成 15 年 10 月 7 日規程第 17 号)	独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領 (平成 15 年 10 月 7 日規程第 17 号)
改正 平成 16 年 4 月 14 日規程第 9 号 改正 平成 16 年 9 月 10 日規程第 14 号 改正 平成 17 年 2 月 2 日規程第 1 号 改正 平成 17 年 4 月 7 日規程第 7 号 改正 平成 18 年 4 月 14 日規程第 9 号 改正 平成 19 年 4 月 2 日規程第 12 号 改正 平成 20 年 6 月 10 日規程第 9 号 改正 平成 22 年 4 月 19 日規程第 6 号 改正 平成 22 年 9 月 7 日規程第 21 号 改正 平成 23 年 4 月 25 日規程第 18 号 改正 平成 23 年 4 月 28 日規程第 20 号 改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 20 号 改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 2 号 改正 平成 25 年 6 月 12 日規程第 23 号 改正 平成 26 年 6 月 3 日規程第 18 号 改正 平成 27 年 4 月 1 日規程第 22 号 改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 49 号 改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 11 号 改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 3 号	改正 平成 16 年 4 月 14 日規程第 9 号 改正 平成 16 年 9 月 10 日規程第 14 号 改正 平成 17 年 2 月 2 日規程第 1 号 改正 平成 17 年 4 月 7 日規程第 7 号 改正 平成 18 年 4 月 14 日規程第 9 号 改正 平成 19 年 4 月 2 日規程第 12 号 改正 平成 20 年 6 月 10 日規程第 9 号 改正 平成 22 年 4 月 19 日規程第 6 号 改正 平成 22 年 9 月 7 日規程第 21 号 改正 平成 23 年 4 月 25 日規程第 18 号 改正 平成 23 年 4 月 28 日規程第 20 号 改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 20 号 改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 2 号 改正 平成 25 年 6 月 12 日規程第 23 号 改正 平成 26 年 6 月 3 日規程第 18 号 改正 平成 27 年 4 月 1 日規程第 22 号 改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 49 号 改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 11 号 改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 3 号 <u>改正 平成 30 年 6 月 18 日規程第 65 号</u>
(略)	(略)
(補助金の交付の対象)	(補助金の交付の対象)
第 4 条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であって、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。） 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。） 三 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する学術団体が行う事業又は長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行うものであって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある学術団体が行う事業（以下「研究事業」という。）	第 4 条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において <u>補助金科学研究費補助金</u> の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であって、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。） 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。） 三 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する学術団体が行う事業又は長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行うものであって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある学術団体が行う事業（以下「研究事業」という。）
2 (略)	2 (略)
(補助金を交付しない事業)	(補助金を交付しない事業)
第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。 一 法第 17 条第 1 項の規定により科学研究費補助金の	第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。 一 法第 17 条第 1 項の規定により <u>補助金科学研究費補</u>

交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第 18 条第 1 項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間 三 法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち、交付決定取消事業において法第 11 条第 1 項の規定に違反した者（前 2 号に掲げる者を除く。） 法第 18 条第 1 項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降 1 年以上 2 年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間 四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降 5 年間 五 科学研究費補助金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。）当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、振興会法第 18 条第 1 項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。 一 基金助成金の不正使用を行った者 二 基金助成金の不正使用を共謀した者 三 振興会法第 17 条第 2 項の規定により準用される法第 11 条第 1 項の規定に違反した補助事業者（前 2 号に該当する者を除く） 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者 3（略） 4 前条第 1 項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しないものとする。 （略）	助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において補助金科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第 18 条第 1 項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金科学研究費補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間 二 前号に掲げる者と補助金科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について補助金科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間 三 法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち、交付決定取消事業において法第 11 条第 1 項の規定に違反した者（前 2 号に掲げる者を除く。） 法第 18 条第 1 項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金科学研究費補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降 1 年以上 2 年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間 四 偽りその他不正の手段により補助金科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該補助金科学研究費補助金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降 5 年間 五 補助金科学研究費補助金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。）当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、振興会法第 18 条第 1 項に規定する学術研究助成基金を財源として支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、補助金科学研究費補助金を交付しない。 一 基金助成金の不正使用を行った者 二 基金助成金の不正使用を共謀した者 三 振興会法第 17 条第 2 項の規定により準用される法第 11 条第 1 項の規定に違反した補助事業者（前 2 号に該当する者を除く） 四 偽りその他の不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 五 基金助成金による事業において不正行為があったと認定された者 3（略） 4 前条第 1 項の規定にかかわらず、公募型の研究費（補助金科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しないものとする。 （略） <u>（不正使用等があった場合の補助金の取扱い）</u>
--	--

(研究成果報告書) 第 17 条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第 13 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第 17 条第 1 項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。 3 (略) (電子申請等) 第 18 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 20 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。 (電磁的記録) 第 19 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。 一～二 (略) (電磁的方法) 第 20 条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第 18 条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。 2 (略) (帳簿関係書類等の整理) 第 21 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後（国庫債務負担行為に基づいた交付の決定が行われている場合は、補助事業の最終年度の終了後）5 年間保管しておかなければならない。 (経理の調査) 第 22 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査	<u>第 17 条 補助事業を遂行している者は、第 5 条の規定により自ら行う事業について補助金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。</u> (研究成果報告書) 第 187 条 補助金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。取扱規程第 13 条第 1 項に係る <u>補助金科学研究費補助金</u> の研究成果報告書又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第 187 条第 1 項に係る基金助成金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。 3 (略) (電子申請等) 第 198 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 219 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。 (電磁的記録) 第 2019 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。 一～二 (略) (電磁的方法) 第 219 条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第 198 条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。 2 (略) (帳簿関係書類等の整理) 第 221 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後（国庫債務負担行為に基づいた交付の決定が行われている場合は、補助事業の最終年度の終了後）5 年間保管しておかなければならない。 (経理の調査) 第 232 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調
--	--

し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。 (補助事業の状況の調査) 第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。 (研究経過及び研究成果の公表) 第 24 条 振興会は、補助事業に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。 2 (略) (設備等の寄付) 第 25 条 第 6 条第 1 号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。 2 ～ 5 (略) (その他) 第 26 条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。 附則 (略) 附則 (平成 30 年規程第 3 号) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。	査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。 (補助事業の状況の調査) 第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。 (研究経過及び研究成果の公表) 第 25 条 振興会は、補助事業に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。 2 (略) (設備等の寄付) 第 26 条 第 6 条第 1 号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。 2 ～ 5 (略) (その他) 第 27 条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。 附則 (略) 附則 (平成 30 年規程第 3 号) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。 <u>附則 (平成 30 年規程第 65 号)</u> <u>この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。</u>
---	--

「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」新旧対照表

現行	改正案
独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領 （平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号）	独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領 （平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号）
改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 21 号 改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 3 号 改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 50 号 改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 12 号 改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 4 号	改正 平成 24 年 10 月 31 日規程第 21 号 改正 平成 25 年 3 月 13 日規程第 3 号 改正 平成 28 年 4 月 28 日規程第 50 号 改正 平成 29 年 4 月 27 日規程第 12 号 改正 平成 30 年 3 月 30 日規程第 4 号 <u>改正 平成 30 年 6 月 18 日規程第 66 号</u>
（略）	（略）
（定義） 第 3 条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（A）、若手研究（B）、若手研究） 二 特設分野研究基金 三 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、国際活動支援班、帰国発展研究） 四 特別研究促進費	（定義） 第 3 条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（A）、若手研究（B）、若手研究） 二 特設分野研究基金 三 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 <u>（A）</u> 、 <u>国際共同研究強化（B）</u> 、国際活動支援班、帰国発展研究） 四 特別研究促進費
（略）	（略）
（助成金の交付の対象） 第 4 条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を 1 年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1 年間を超えて、延長することができる。	（助成金の交付の対象） 第 4 条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を 1 年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 <u>（A）</u> ）により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1 年間を超えて、延長することができる。
（略）	（略）
（配分審査等） 第 9 条 前条第 1 項により助成金（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、国際活動支援班）及び特別研究促進費を除く。以下この項において同じ。）を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。	（配分審査等） 第 9 条 前条第 1 項により助成金（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 <u>（A）</u> 、 <u>国際共同研究強化（B）</u> 、国際活動支援班）及び特別研究促進費を除く。以下この項において同じ。）を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前条第1項により国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の配分等に関する事項を審議する国際科学研究費委員会に諮るものとする。 （略） （研究成果報告書） 第17条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項又は第3項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第13条第1項又は補助金取扱要領第16条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。 3 （略） （電子申請等） 第18条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第20条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。 （電磁的記録） 第19条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。 一～二 （略） （電磁的方法） 第20条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第18条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。 2 （略）	2 前条第1項により国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 <u>(A)</u>、<u>国際共同研究強化 (B)</u>）を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 <u>(A)</u>、<u>国際共同研究強化 (B)</u>）の配分等に関する事項を審議する国際科学研究費委員会に諮るものとする。 （略） <u>（不正使用等があった場合の助成金の取扱い）</u> <u>第17条 補助事業を遂行している者は、第5条の規定により自ら行う事業について助成金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。</u> （研究成果報告書） 第187条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項又は第3項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第13条第1項又は補助金取扱要領第186条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。 3 （略） （電子申請等） 第198条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第210条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。 （電磁的記録） 第2019条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。 一～二 （略） （電磁的方法） 第210条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第198条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。 2 （略）
--	---

(帳簿関係書類等の整理) 第 21 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管しておかなければならない。 (経理の調査) 第 22 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。 (補助事業の状況の調査) 第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。 (研究経過及び研究成果の公表) 第 24 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。 2 (略) (設備等の寄付) 第 25 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。 2 (略) (その他) 第 26 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。 附則 (略) 附則 (平成 30 年規程第 4 号) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。	(帳簿関係書類等の整理) 第 21 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管しておかなければならない。 (経理の調査) 第 22 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。 (補助事業の状況の調査) 第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。 (研究経過及び研究成果の公表) 第 24 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。 2 (略) (設備等の寄付) 第 25 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。 2 (略) (その他) 第 26 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。 附則 (略) 附則 (平成 30 年規程第 4 号) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。 <u>附則 (平成 30 年規程第 66 号)</u> <u>この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。</u>
---	---